

平成 16 年度包括外部監査の結果報告書(補助金)の概要

. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項および仙台市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

平成 15 年度一般会計の補助金について

3. 監査対象期間

平成 15 年度(平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日まで)とする。ただし、必要に応じ過年度についても監査対象とし、平成 16 年度予算についても参考とする。

4. 特定の事件を選定した理由

仙台市の平成 15 年度一般会計における予算額(補正予算)は 438,657 百万円であり、このうち補助金予算額は 27,566 百万円に上っており、一般会計の 6.3%を占め金額的に重要な項目となっている。また仙台市では「行財政改革プラン 2003」を平成 15 年 3 月に定め、継続的な歳入減少に対して行財政運営の効率化の必要性を訴えているところである。その中において「各種補助金・助成制度等の見直し」を掲げ、補助金等の公益性や必要性および事業期間の設定等について課題として認識しているところである。さらに地方自治法においても補助金は「公益上必要がある場合」(同法第 232 条の 2)になしうるものとされており、支出時点の公益性の検討が必要である一方で、最少の経費で最大の効果をあげることは地方自治運営の基本原則であり(同法第 2 条第 14 項)、支出後の効果についても検証する必要があると考える。

したがって、以上のような状況から補助金に係る事務執行の合規性について監査するとともに、経済性・効率性・有効性についても監査する必要性を認識したため当該事件を監査対象と選定した。

5. 外部監査の方法

(1) 監査着眼点

- 補助金の交付事務手続の関係法令等への準拠性
- 補助金対象事業の必要性および補助金の合目的性
- 補助金対象事業の公益性
- 補助金の額および算定方法の適正性
- 補助金使用実績の把握およびその適格性
- 補助金支出効果の把握および評価の妥当性
- その他監査の過程で追加的に必要性が認められた着眼点

(2) 主な監査手続

補助金に関する事務手続が関係諸法令に準拠して適正に執行されているか、補助金の目的および必要性が公益性の観点から明確となっているか、支出後の効果の検証が行われているか、補助金対象事業が社会経済環境や市民ニーズの変化等に適合しているか等、その経済性・効率性・有効性の観点を視点に加え、関係者への質問、関係書類・関係帳簿の閲覧、証拠書類との照合、その他必要と認める監査手続を実施した。

6. 外部監査の実施期間

平成 16 年 7 月 8 日 ~ 平成 17 年 3 月 9 日

外部監査の結果

(1) 山岳遭難防止対策協議会補助金

(指摘事項)

当該補助金は、登山者の遭難等の防止活動および遭難が発生した場合の救援補助活動を行っている各地区の山岳遭難防止対策協議会に対して交付されている。同協議会3地区のうち宮城地区について、防犯活動団体ではない同協議会に対する補助金の交付を防犯活動団体に対する補助金の交付要綱である「仙台市防犯団体に対する補助金交付要綱」に基づいて行っていることは、補助金の算定手続等が適正に行われたい危険性を有している。したがって、仙台市は同協議会に対する補助金について、交付要綱を新設し、補助対象経費を明確にする必要がある。

(2) 国見スポーツ広場管理運営補助金

(指摘事項)

国見スポーツ広場の施設管理の運営については、仙台市青葉区総務部まちづくり推進課が国見地域市民委員会に対して運営経費を補助し、管理運営のための必要経費相当額を当該補助金の交付によって負担している。しかしながら、管理運営費用は、本来仙台市が実施すべき管理を代行したことにより発生する必要経費に相当すると判断できる。そのため、国見地域市民委員会に対し当該必要経費相当額を補助金ではなく、負担金として支出すべきである。

(3) ひとにやさしいまちづくり施設整備補助金

(指摘事項)

補助金交付要綱の補助対象者として、「補助金を受けないで対象工事を行うことが困難であること」とする要件が規定されている。しかし、決裁文書において、同要件についての検討が行われていない。そのため、財政力があり独自で工事实施が可能と思われる先に対しても補助が行われていた。決裁文書において、同要綱の要件適否の検討が必要である。

一方で同要綱の規定により補助申請者を補助対象から除外したことも過去になく、実質的に同要綱の存在意義がなくなっている。今後も補助申請者を補助対象から除外する方針がないのであれば、同要綱の要件を削除するなどの見直しが必要である。

(4) 知的障害者授産施設整備費補助金 (指摘事項)

知的障害者授産施設整備費について、補助金交付要綱は国の基準「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について」を参考にして補助金額を算定することとしている。平成 14 年度時点で、各施設に対して平成 14 年度の国の基準に基づいた予算を提出しているため、仙台市としては当該予算を減ずることができず、平成 14 年度の国の基準に基づく予算で施設に補助したものである。

しかし、この計算方法に関しては同要綱には何ら規定されていないため、原課は逆算計算を行い、予算と合致する数字を算出し、それを平成 15 年度の補助金として支給していたものである。この逆算計算によって、本来であれば平成 15 年度における国の基準に基づいて計算した場合と比較して 14,794 千円だけ多く施設に支払っていた。

最終的には、施設の予算に合わせる形で支給せざるを得ないと考えるが、同要綱でもその点を踏まえて、現実的に適用できる規定に変更すべきである。

(5) 仙台市老人福祉施設協議会運営補助金 (指摘事項)

決裁文書において、「仙台市老人福祉施設協議会は平成 9 年度の発足以来、仙台市からの補助金のみで運営しており、現時点において当市の補助によらない運営は困難である。」として補助金 500 千円を認めている。平成 15 年度同協議会の予算によれば、支出項目の中で予備費が 711 千円計上されており、決算報告書においても、補助額 500 千円を超える 1,298 千円の繰越金を計上している。以上から、同協議会は仙台市の補助によらなければ運営が困難になる組織ではないと考えられる。原課は補助対象先の決算報告書の内容を吟味し、決裁文書中の補助理由との齟齬をきたさないようにすべきであるとともに、補助金額の支給の有無について十分検討すべきである。

(6) 子育て支援ボランティア団体事業助成

(指摘事項)

託児事業に関する「仙台市子育て支援ボランティア団体事業助成平成 15 年度助成対象事業及び助成額」によれば、託児事業者は「1(1) 利用者及び託児者の託児中の事故に備えるため、保険に加入すること」が助成要件の一つになっている。しかしながら、D 託児事業者は、託児ボランティアの託児中の事故については保険に加入していない。速やかに保険の加入を促すべきである。

(7) 病院救急センター運営費補助金(臨時)

(指摘事項)

(1) 承認手続の適正化

平成 15 年 7 月 11 日に開催されたオープン病院における物品購入委員会議事録において、「仙台市から補助が決定した超音波診断装置について」の記述がある。しかし、補助金申請書は同 8 月 29 日付け、また、補助金交付決定通知は同 9 月 4 日付けとなっており、仙台市は正規の補助金交付手続き前に何らかの補助内示を出していることが示唆される。補助決定における定められた承認手続きを経ずに内示を出すことは承認手続き(審査)の適正化の観点から認められるものではない。

(2) 仕様書の作成

同議事録において「他メーカーと比較して性能が優れ、現在のシステムとの構成がしやすく、価格も安価であることから A メーカーの B 製品を選定したい」との記述があり、また、院長への上申事項として「平成 15 年度救急センター医療機器申請について、超音波診断装置のメーカーを A メーカーに選定する」とされている。これに従い同装置の入札を指名競争入札で実施している。その結果、A メーカーが予定価格と同額で契約している。購入装置を A メーカーの B 製品として入札を実施したとしても A メーカーが有利であることは間違いなく、入札自体に意味があるものとは言いがたい。超音波診断装置は他メーカーにも同等の代替品があり、また、金額が安価か否かは入札で決定すべき項目である。仙台市は補助金による設備購入については市の規定に準じて適切な仕様書作成、入札手続きを指導する必要がある。

(8) 仙台ITアベニュー事業補助金(高速通信回線加入工事補助金)

(指摘事項)

当該補助金は平成14年度事業であるが支出は平成15年度に行われている。これは支出事務を平成14年度に行うことを失念したためである。事務手続きを適正に行うことが必要である。

(9) 製造業データベース強化事業補助金

(指摘事項)

補助金交付の条件に「事業終了後は、速やかに収支決算書及び財団運営事業概要報告書を提出してください。」とある。しかし、当該報告は支出項目、金額および簡単な事業概要のみが仙台市に報告されており、詳細な支出項目内容、支出先等は不明である。仙台市の外郭団体であろうとも、交付条件にあるとおり収支決算書を提出させ、補助金の使途について審査をすることが必要である。

(10) 学童農園設置事業補助金

(指摘事項)

補助金交付要綱によれば、採択基準として農園面積を概ね10a以上としている。しかし、採択基準に反して10aに満たない農園に対して補助金を支給している例が見られた。これは面積が小さい場合でも小中学生に農業体験を確保するために、補助金を交付して学童農園とすべきであると判断して運用してきたものである。したがって同趣旨に鑑みれば同要綱を修正すべきである。

(11) 優良牛育成事業補助金

(指摘事項)

乳用牛群検定にかかる経費の領収書について通査したところ、領収書に日付が記入されていないものが多数存在した。原課は補助金支給の対象となる領収書の確認を厳格に行う必要がある。

(12) 山の幸振興対策事業補助金

(指摘事項)

補助金交付の対象となる経費の領収書について通査したところ、すべてのご利用明細書に領収印がなかった。原課は補助金支給の対象となる領収書の確認を厳格に行う必要がある。

(13) 特定優良賃貸住宅家賃減額助成

(指摘事項)

資料を閲覧した結果、入居者に対する補助金の交付の決定に当たり以下のものが発見された。

親族控除等が行われているが、控除の根拠となる資料が添付されていないもの 4 件

世帯員の年間所得に関する資料が添付されていないもの 1 件

受付時に書類の不備があり再提出を受けることとしたが、再提出を受けていないもの 2 件

これらについては、事務手続き上の問題とも考えられるが、不正が行われる可能性もあり、資料の添付および入手を徹底することが必要である。

. その他

(1) 仙台市大学整備促進補助金

当該補助金は、仙台市内に新たに大学等を設置または市内の大学等が定員増員のために、施設整備もしくは備品等の購入を行った場合に、その経費の一部を補助するものである。平成 15 年度は学校法人東北文化学園大学の施設建築・備品購入に対して補助金が支出されている。

しかしながら、平成 16 年度に入り、国および仙台市からの補助金の不正受給が発覚し、ついには補助金適正化法違反等で元理事長の逮捕に至る事件となった。当該補助事業は監査対象の一つであるが、監査上の指摘をするにはなじまないと判断し、監査対象から除外することとし、したがって指摘事項を言及しない。

なお、当該補助金は平成 16 年 12 月 27 日に廃止されている。

包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見の概要

1. 補助金のあり方と問題点

補助金は、一旦支給されると既得権益化されやすく、明確な理由がない限り、見直し、減額または廃止が困難な傾向にある。しかしながら、補助金の公益性、必要性、公平性について客観的な視点から見直しが求められる。さらに、補助金は予算に占める割合が大きく、仙台市の昨今の税収不足に伴う歳入の減少により財政が逼迫されてきていることから、補助金支出はできる限り圧縮する方策が求められていると考える。

仙台市の補助金支給については以下の問題があり、早急に対策を講じる必要がある。

- (1) 公益上の必要性についての解釈が明確ではなく、補助金の支給対象を幅広く捉えていると考えられる。しかしながら、支給対象範囲の判断・認定は慎重に行うべきであり、本来の趣旨に合致する支給対象者のみに補助がなされるようにすべきである。
- (2) 補助金支出の決定に当たっては、補助金に関する全般的な事項が記載されている仙台市補助金等交付規則のみを基に、原課の起案による決裁文書にて行われている例もある。そのため、算定根拠が曖昧となりやすく、原課の判断によって補助金額が左右されることにもなりかねない。また、補助金支給先の予算額に応じて補助金額を算定するため、結果的に実績額を上回ることもあるが補助金額の精算が求められていない例もある。

したがって、毎年支出する補助金については、補助金の目的、支給対象、算出方法等が規定された補助金交付要綱を個別に作成し、それに則って支給されるべきである。

- (3) 一旦補助金交付要綱が作成されると、その後は当該要綱に基づいて毎年当然のごとく支給されることが多い。したがって、補助金交付要綱が実態に合っているのか常に検証する必要がある。その場合は、補助金の要不要、多寡も含めて検討されなければならない。

新規の補助金を支給する場合には、当初の段階で補助金支給の最終期限を設定する必要がある。また、既存の補助金においても、補助金交付要綱の見直しを図り補助金支給の最終期限を設定する必要がある。原則最大3年程度とし、最終期限と共に原則廃止とする。また、それ以前であっても補助金の目的に合致しなくなった時、補助金の効果がなくなったまたは少なくなった時には補助金の支給を全部または一部打ち切ることがある旨補助金交付要綱において明確にしておく必要がある。

- (4) 補助事業の効果の測定ができないとされているものが見受けられる。また、効果測定ができるにもかかわらず効果測定を行っていないもの、厳密に行っていないものも見受けられる。すべての補助金について何らかの形で効果を測定することは重要である。
- また、施設整備等補助金については、補助を行うのは単年度だけであるが、施設は長期にわたる利用が原則である。したがって、施設整備補助金の効果は長期にわたり測定を続ける必要がある。
- (5) 少額な補助金については、その効果が明確でない場合が多い。むしろ、当該補助金支給に係る市役所職員のコストを考慮すると、それ以上の費用が支出されているという状況が十分考えられる。少額な補助金については、特にその効果の有無を判断し必要性を吟味する必要がある。
- (6) 補助金支給先の財務内容が裕福であるにもかかわらず、補助金が支給されている例が見受けられる。このような補助金支給先に対しては補助金を支給する効果が少なく、他の補助金支給先との公平性にも問題を生じる。補助金の廃止または減額を考えるべきである。
- (7) 補助金の内容を勘案すると、本来は補助金支給先独自で資金を調達すべきものであるにもかかわらず、仙台市より補助金の支給を受けている例がある。補助金支給先を早期に自立させるよう指導すべきである。また、自助努力を促すためには、毎年補助額を逡減させていき数年後には補助ゼロというように逡減型の導入も必要と考える。
- (8) 補助対象費用の適正性に関する確認審査に不備が見受けられる。すなわち、事業運営費を補助する場合に、領収書等証拠書類を入手せずに報告書のみで補助金支給の是非を判断している例などが見受けられる。原課は、補助金支給の先端部門であるので、必ず証拠書類の提出を受け、内容等を吟味する必要がある。
- (9) 補助金の効果的使用に関して、書類審査を行ってはいるが、補助金支給先に対する現地調査が行われていない例が見受けられる。一時的な補助についてはその都度、その後も継続される補助については毎年定期的に補助金支給先に審査に出向き実態調査・確認を行うべきである。さらに抜き打ちによる現地調査も考慮される必要がある。

- (10) 補助金受給団体が上部団体を持っている例や他団体からも補助を受けている例においては、上部団体や他団体を含めた全体の構図を見ないと補助金支給の対象とすべきか否かについて明確な判断をすることができないと考える。補助金受給団体だけではなく全体像を把握したうえで、補助金支給対象先や支給額を決定すべきである。
- また、補助金受給団体である上部団体から補助金使用団体である下部団体へ補助が行われる例については、仙台市は直接下部団体に補助金を交付し、補助金の支出内容を直接管理すべきである。
- (11) 外郭団体等に役員報酬を補助している場合、次の点に留意する必要がある。
- 当該外郭団体の現時点における存在意義について再検討するとともに、市自体で実施するよりもコスト面で有利である等の合理的理由があること。
- 施設管理型の外郭団体等については、指定管理者はコンペ等の透明性を高めた方法によって選定すること。
- 役員は市OBに限らず、公募等により幅広く人材を求めること。または、評議員会を設置し公正な方法で役員を選任すること。
- (12) 学校法人東北文化学園大学への補助金支出については、補助金の不正受給が発覚し、ついには国の補助金と不正受給したこと等により元理事長の逮捕に至る事件となった。この補助事業は監査上の指摘をするにはなじまないと判断し、監査対象から除外しており、指摘事項を言及していない。

(8) 演劇系練習施設運営補助金

(意見)

当該補助金は、財団法人仙台市市民文化事業団が設置する「せんだい演劇工房 10 - BOX」施設の運営収支の赤字を全額補助する形で行われている。平成 15 年度決算の内容は、4,227 千円の練習施設収入に対して運営費が 54,272 千円であり、差引 50,045 千円の赤字である。この赤字相当額が平成 15 年度の補助金交付額の実績額である。

各練習施設の平成 15 年度における稼働率は、低い練習場で 15%、高い練習場でも 75% 程度であり、全施設の年間平均は約 52% である。また年間の延べ利用者数も 1 万 9 千人弱にとどまっており、利用効率は決して良好ではないと考えられる。

したがって、仙台市は、次の 2 点について検討すべきである。

第一に収入面については、地域住民への開放など施設の有効利用を促進する方策の検討、利用料金の値上げ、全練習室の有料化、本番公演における利用料金の導入等が必要と考えられる。次にコスト面については、外部委託を含めた管理業務の見直しによるコスト削減の措置を講じることを同財団に対して指導する必要がある。

第二に、運営責任を明確にするためにも、補助金交付要綱を制定し運営費の補助対象を明確にする必要があると考える。

(9) 男女共同参画財団運営補助金・男女共同参画財団自主事業運営補助金

(意見)

仙台市は財団法人せんだい男女共同参画財団の運営経費等に対して補助金を交付しているが、イベントによっては参加者が少ない結果となることもある。この点、補助金の効果を高めるために参加者数が少ない等、効果が少ないと判断される事業については、イベントの規模縮小、改廃を検討するように、同財団に対して提言すべきである。

(10) 国見スポーツ広場管理運営補助金

(意見)

国見スポーツ広場は、昭和 57 年に移転した旧仙台女子商業高等学校の跡地に残る体育館と運動グラウンドを、国見地区の住民に優先的に利用させるスポーツ施設である。国見スポーツ広場の運営管理に関し、次の 3 点について検討すべきである。

第一に、当該跡地の再利用の目途が立たないのであれば、当該跡地の財産を教育委員会所管から市民局所管に換えて、現状の利用目的に適合した仙台市のスポーツ施設として管理することを検討すべきである。

第二に、国見スポーツ広場は無料で利用できる制度になっているが、利用料金を他の仙台市施設に準じて徴収することを検討すべきであると考え。そうすれば、施設管理の費用負担の削減につながると考える。

第三に、当該跡地に残る旧校舎はスポーツ施設として開放されていない廃屋であり、治安好ましくないと考えられるため、所管局において旧校舎の取り壊しを検討すべきである。

(14) 宮城県労働保険事務組合連合会事業補助

(意見)

平成 14 年度以降毎年度 49 千円交付しているが、宮城県労働保険事務組合連合会の平成 15 年度の事業費決算額 8,224 千円から見て、交付額が極めて少額であり、補助金交付要綱もないためその算定根拠が不明確である。したがって、交付額の算定根拠を明確にして、その妥当性について再検討すべきである。

(16) 仙台市民生委員児童委員協議会補助金

(意見)

補助金額が一部慶弔費として使用されている。これは会員の慶弔および活動に伴う各種団体との交際費である。しかし、このような性質の経費については市の民生委員の立場としての支出なのか、個人としての支出なのかの線引きは困難である。そのため、市の民生委員の立場としての慶弔費の支出については、それが明確となるような形で支出されるように、仙台市民生委員児童委員協議会に働きかけていくことが望まれる。

(22) 社会福祉法人Dに対する助成金

(意見)

当該補助金は、昭和 36 年に仙台市と社会福祉法人Dとの間で取り交わされた「固定資産税の課税権に関する争訴についての和解の覚書」で、D法人が仙台市の課税権に服す

るかわりに、仙台市はD法人の行う簡易住宅の貸し付け事業については400千円を下らない額で、かつ予算の許す範囲において、終期を定めることなく助成するものとしたことによる支出である。

D法人は平成15年度の次期繰越活動収支差額が555,474千円ある。すなわち、D法人の収支は十分な余剰が生じており、仙台市からの600千円程度の補助金がなくとも自主的な活動ができる財政的な基盤を築いているといえる。したがって、同覚書には終期の定めはないが、D法人と協議の上、補助金の廃止を検討すべきである。

(29) 仙台市老人クラブ連合会運営費等補助金

(意見)

当該補助金16,512千円のうち14,812千円は社団法人仙台市老人クラブ連合会事務局に勤務する職員および臨時雇用職員の人件費に対する補助である。事務局は、事務局長(市OB)、事務局次長(市OB)、職員1名(プロパー)、臨時職員1名の4名で構成され、平成15年度の事務局の人件費は14,886千円である。

しかし、同連合会は、老人クラブという高齢者が自ら集う自主組織の集合体であり、その活動は同連合会が自主的に行い、本来は、受益者である老人クラブ会員からの会費である自主財源をもって運営されるべきものであると考える。その事務局員の人件費をほぼ全額補助対象とするのは、補助金としては過大であり、同連合会の独自財源による一部負担を導入すべきであるとする。また、市OB職員の削減や臨時職員への切り替えなど人件費補助の低減を図るため、雇用形態の見直しを提案することが望まれる。

(30) シルバースポーツ推進事業費補助金

(意見)

社団法人仙台市老人クラブ連合会が行う老人健康増進事業に対して補助金を交付している。各区老人クラブ連合会が実施したウォーキング大会の経費の大半は飲食代であり、自助、共助、公助のバランスを考えると、補助の対象とすべきではないと考える。なお、泉区老人クラブ連合会からの高齢者ウォーキング促進事業補助金決算書において、支出金額の内訳として金額しか記載されておらず、どのような経費を支出したかは、支出額中保険代しか分からない。適切な報告書を作成するよう指導すべきである。

(31) 区老人クラブ連合会推進事業補助金

(意見)

社団法人仙台市老人クラブ連合会の下部組織である各区の老人クラブ連合会に対し、活動事業費の補助するため、仙台市老人クラブ連合会を通して各区の老人クラブ連合会に補助金を交付している。各区の老人クラブ連合会に対しては、活動助成のための補助金が別途交付されている。透明性確保のため老人クラブ助成金と当該補助金を一本化すべきである。

また、各区の老人クラブ連合会の収支決算書によると、300千円前後の繰越金を保有していること、および各区の老人クラブ連合会は、受益者である老人クラブ会員からの会費である自主財源をもって運営されるべきもので考えられることから、当該補助金1,500千円(各区300千円)は、不要または縮減すべきであると考ええる。

(35) 仙台市児童養護施設協議会補助金

(意見)

仙台市児童養護施設協議会の活動の一部である民間児童福祉施設の職員に対する研修は、「……市内施設職員の処遇レベルの向上が図られることとなり、……仙台市としても推奨すべきものであるが、同協議会の事業予算は脆弱であり補助が必要である。」旨稟議決裁されている。しかし、以下の2点で補助の対象とするべきでないと考ええる。

第一に、このような研修は元来施設が独自で職員の処遇レベルの向上を図るべきものであり、社会福祉を目的とする児童養護施設にとって、当然に必要とされることである。また同協議会のみを補助対象とすることは、他施設との公平性の観点から問題がある。

第二に、「同協議会の事業予算は脆弱であり補助が必要である」としているが、同協議会のみ事業予算規模から資金が脆弱か否かを判定することは論拠に乏しいといえる。すなわち、同協議会は仙台市内の児童養護施設4施設が当該目的のために設置された協議会であるため、各児童養護施設等の財務状況をも勘案して補助の必要性を論じる必要があると考ええる。

(37) 家庭保育室助成金

(意見)

より質の高い保育を行うため、各家庭保育室に対して、より要件の厳しいせんだい保育室への移行を指導するとともに、家庭保育室助成金を平成 16 年度で廃止する予定である。順次、家庭保育室からせんだい保育室に移行しているが、まだ、10 数ヶ所の家庭保育室については、せんだい保育室へ移行するのか態度を明確にせず、家庭保育室助成金の存続を要望している。移行期間としてすでに 3 年が経過していることおよび仙台市の保育施策を明確にするために、せんだい保育室への一本化を図り、家庭保育室助成金は当初計画どおり平成 16 年度で廃止すべきであると考え。

(40) 児童養護施設等 B 型肝炎予防接種事業費補助金 (意見)

現在仙台市において各法認可 4 施設(乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設)で職員に対して B 型肝炎の予防接種事業を行っており、補助の対象とされているのは上記 4 施設のうちの 3 施設である。また、予防接種対象者が、新規採用の直接処遇職員のみのところと、直接処遇職員全員のところに分かれており、統一性がない。元来この予防接種が施設管理において必要不可欠のものであるのであれば、すべての施設において統一的に行われるべきものであり、施設の任意に任せるものではないし、上記 4 施設に留まるものでもない。したがって、施設が必要と考えるのであれば、施設の自前で行うべきものであり、このような補助金制度を設ける必要はないと考える。

さらに、B 型肝炎のキャリアであるか否かは個人情報の問題もあり、各施設での管理次第では個人情報の漏洩に繋がりがねず、当該補助の廃止について検討すべきである。

(42) 仙台市医師会委託事業補助金 (意見)

社団法人仙台市医師会との、委託契約に織り込まれている基本健康診査の事務費および子宮ガン検診の事務費は、受診者数に比し実態に合わないこと、および委託事業に係る各種検診の精度を高めるため、検診実施医療機関への研修会や症例検討会などに係る経費は委託契約に織り込まれていないことから、仙台市は当該補助金を交付している。しかし、補助金額の積算根拠が明確でないことから、透明性を確保するため、委託事業の事務費については委託契約の中に織り込むべきであり、当該補助金は廃止すべきであると考え。

(45) 泉区医師懇談会運営費補助

(意見)

泉区医師懇談会収支予算書から、補助対象経費となると考えられる経費は、泉地区休日診療所運営委員会の会議費ならびに一般健診事後指導勉強会および救急医療講習会に係る事業費であるが、補助金額を下回っており、補助金額の算定根拠が適切でない。さらに、同懇談会は、本来、会員相互の会費で運営されるべきであることから、当該補助金の打切りを検討すべきである。

(49) 仙台ITアベニュー事業補助金(高速通信回線加入工事補助金)

(意見)

当該補助の1件当たりの金額は極めて少額であり、補助の効果自体があるといえるか疑問である。このような極めて少額の補助については、補助金設置段階において、その効果見込みについて十分に検討することが必要である。

(62) 病虫害防除連絡協議会事業

(意見)

仙台農協農作物病虫害防除連絡協議会の事業活動について予算と実績に乖離があるのは、予算の見積りが十分でなかったためと考えられる。原課は予算の精度を上げるよう指導すべきである。そのため補助事業の採択に当たって、原課は補助金申請書に添付されている事業計画書を検討し、補助金支給対象の内容、金額を詳細に確認すべきである。また、使途が明確に定められないまま補助金を交付してしまっている現状からすると、補助金交付要綱を制定して使途を明確に設定し、余剰が生じた場合には補助金の返還を求めようにすべきである。

(66) 生垣づくり助成事業

(意見)

「仙台市生垣づくり助成要綱」では、補助対象者は「不特定多数の者の通行の用に供されている道路に面した場所に生垣を設置した者となっている。しかし、実際には道路に面

していない駐車場等の生垣にも補助が行われている。この点原課では要綱運用上の基準を作成し、道路に面していない部分でも補助対象となるケースを設けている。補助対象を明らかにするためにも、このような基準を要綱に明記するのが望ましいと考える。

(72) 仙台市職員互助会に対する補助金
(意見)

平成 15 年度において、仙台市が負担するそれぞれの金額は互助会補助費(給料月額
の 4/1,000)および互助会特別補助費(1 人当たり 1,100 円)である。仙台市職員が負担す
る互助会掛金は給料月額 2/1,000 のみであり、互助会特別補助費は負担しない。したが
って、仙台市は他政令指定都市と比較し、職員 1 人当たりの補助金額は多くないが、仙台
市は職員の掛け金の 2 倍強を負担しており、これは他政令指定都市と比べても三番目に高
い負担率となっている。さらに、専属の職員の給料は仙台市の職員給与として支払われて
おり、また家賃も仙台市が直接負担しているため互助会の事務費の中には含まれていない。

互助会の趣旨は相互扶助制度であるから、原則は仙台市職員が拠出した会費のみによ
り運営されるのが理想的と考える。そのため、他の政令指定都市や民間企業の実態を鑑み
ながら、あらためて仙台市と職員の間における適正な費用負担のルールを定めるとともに、
仙台市職員互助会への補助を仙台市民の理解が得られるように見直す必要があると考える。

また、この互助会補助金は共済費(節)に計上されているため、当該補助金額を外部から
は窺い知ることができない状況である。その上、仙台市の互助会の事業報告は一般公開さ
れておらず、今後とも仙台市より補助金が支出されるのであれば、例えば、インターネットな
どを通じて明確な形でディスクローズすることが望まれる。

以 上